二十三	第三十九条の二第六項	道路管理者（市町村である道路管理者を除く。）	機構	地方道路公社
二十四	第三十九条の二第七項、第三十九条の五第二項、第四十七条の八第二項	道路管理者は、	道路管理者は、機構が	道路管理者は、地方道路公社が
二十五	第三十九条の四第四項	道路管理者は	機構は	地方道路公社は
		当該道路管理者	機構	当該地方道路公社
二十六	第四十一条	道路管理者	道路管理者、機構及び会社	道路管理者及び地方道路公社
二十七	第四十五条第一項、第四十七条の五、第四十七条の八第一項、第四十八条の十一第二項、第四十八条の二十九の四	道路管理者	機構及び会社	地方道路公社
二十八	第四十五条の二第二項	道路管理者は、	機構は、会社が	地方道路公社は、
二十九	第四十七条の二第二項	道路管理者	道路管理者又は道路整備特別措置法第八条第一項第二十八号若しくは第十七条第一項第二十四号の規定により道路管理者に代わつてその権限を行う者	道路管理者又は道路整備特別措置法第八条第一項第二十八号若しくは第十七条第一項第二十四号の規定により道路管理者に代わつてその権限を行う者
		同項	前項	前項
三十	第四十七条の二第三項	道路管理者が	道路管理者又は道路整備特別措置法第八条第一項第二十八号若しくは第十七条第一項第二十四号の規定により道路管理者に代わつてその権限を行う者が	道路管理者又は道路整備特別措置法第八条第一項第二十八号若しくは第十七条第一項第二十四号の規定により道路管理者に代わつてその権限を行う者が
三十一	第四十八条の五第一項	当該自動車専用道路の道路管理者の	機構の	地方道路公社の
三十二	第四十八条の五第二項	自動車専用道路の道路管理者（次項及び第四十八条の七から第四十八条の十までにおいて単に「道路管理者」という。）は、前項前段の場合にあつては当該協議に係る施設又は当該連結許可の申請に係る施設が次の各号に掲げる区分に応じ当該各号	機構は、当該連結許可の申請に係る施設が第二号	地方道路公社は、当該連結許可の申請に係る施設が第二号
		同項後段の場合にあつては当該交差が第四十八条の三ただし書に規定する場合に該当するときに限り、同項の協議に応じ、又は連結許可	連結許可	連結許可
三十三	第六十七条の二第一項	道路管理者	機構若しくは会社	地方道路公社
三十四	第七十一条第四項	基づく処分	基づく処分で道路整備特別措置法第八条第一項第十三号、第十四号、第二十一号、第二十三号、第二十七号、第三十号若しくは第三十二号若しくは第十七条第一項第七号、第九号、第十七号、第十九号、第二十三号、第二十六号若しくは第二十八号の規定により道路管理者に代わつて機構若しくは地方道路公社が行うもの若しくは有料道路管理者が行うもの	基づく処分で道路整備特別措置法第八条第一項第十三号、第十四号、第二十一号、第二十三号、第二十七号、第三十号若しくは第三十二号若しくは第十七条第一項第七号、第九号、第十七号、第十九号、第二十三号、第二十六号若しくは第二十八号の規定により道路管理者に代わつて機構若しくは地方道路公社が行うもの若しくは有料道路管理者が行うもの
三十五	第九十一条第一項	道路管理者（国土交通大臣が自ら道路の新設又は改築を行う場合における国土交通大臣を含む。以下この条及び第九十六条第五項後段において同じ。）	会社	地方道路公社
三十六	第九十三条	当該道路管理者	当該会社	当該地方道路公社
三十七	第九十五条の二第二項	第四十八条の二第一項若しくは第二項の規定による自動車専用道路の指定をし、第四十五条第一項	第四十五条第一項	第四十五条第一項
		設け、	設け、又は	設け、又は
		制限し、又は自動車専用道路が他の道路に連絡する位置を定めようとする	制限しようとする	制限しようとする